

令和6年度以降 県立高等学校へ入学を希望する保護者の皆さまへ

## 個人端末の学校への持込みについて

令和5年7月  
秋田県教育委員会

県では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の臨時交付金の活用によりICT端末を準備し、非常時の分散授業やオンライン学習を進めたほか、秋田の探究型授業におけるICT端末の活用等に取り組みでまいりました。

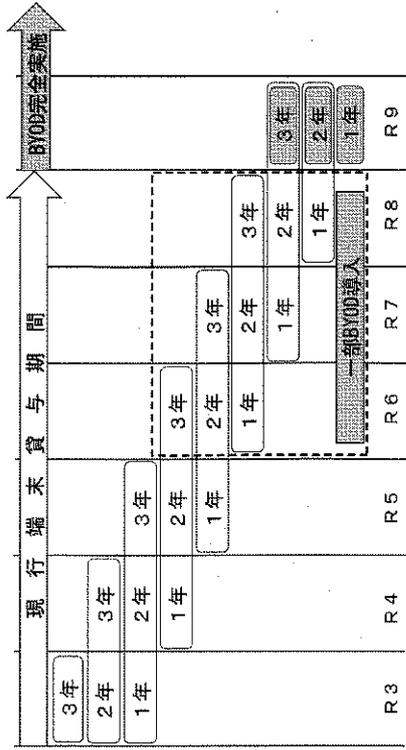
現在使用中のICT端末は、耐用年数やOSのサポート期間により、令和9年度に更新時期を迎えます。このICT端末については、学習活動に限らず、各種申請手続きなど社会のあらゆる場面で欠かせないものとなっていることから、多くの都道府県では、在学中はもとより卒業後も使い続けることができる道具として、生徒が使用するICT端末を各家庭で準備し、学校へ持ち込んで使用させております。このようなことから、次のとおり令和9年度から個人端末の持込み利用を実施することとします。

(個人端末の持込利用：BYOD = Bring Your Own Device)

- 令和9年度から、生徒全員が個人の端末を学校で使用することとします。
- 発展的な学習活動のために各学校が必要と判断する場合には、令和6年度から個人の端末を学校へ持込むことを認めます。

個人端末の推奨機種性能は裏面に示すとおりです。  
家庭で使用しているICT端末でも、使用できる場合があります。

## 現行端末の貸与期間とBYODの完全実施時期



### 個人端末の推奨機種性能

- タブレット又はノートパソコン  
(スマートフォンは不可とします)
- OSは Chrome、Windows、Android、iOS
- CPUは intel Celeron同等以上
- 画面サイズは 10型程度以上
- 無線LANに接続可能であること
- カメラを内蔵又は増設していること
- バッテリーの稼働時間が6時間程度以上
- キーボードが使用できること
- Google Workspaceに接続するためのWebブラウザがあること
- ウィルス対策が講じられていること

○ 自宅で上記の条件を満たす端末があれば  
そのまま持込み可能です